

府経環資第34号
令和6年3月19日

内閣府沖縄総合事務局長
三浦 健太郎

特定開発者の募集に係る実施要項

鉱業法（昭和25年法律第289号）第38条第1項の規定に基づき令和6年3月19日付け府経環資第34号をもって指定した特定区域について、同条第3項の規定に基づき下記のとおり特定開発者の募集に係る実施要項を定める。

記

1. 特定区域の所在地

陸域：沖縄県糸満市

2. 特定区域の面積

7, 494アール

3. 設定する鉱業権の種類及びその目的とする特定鉱物の名称

（1）設定する鉱業権の種類

試掘権

（2）目的とする特定鉱物の名称

可燃性天然ガス

4. 特定開発者の募集を開始する日及び募集の期間

（1）特定開発者の募集を開始する日

令和6年3月19日

(2) 募集の期間

令和6年9月19日まで

5. 特定鉱物の掘採計画を定めるべき期間

4年

6. 特定開発者を選定するための評価の基準

(1) 特定鉱物の合理的な開発

- ①鉱床の完全な開発を目指す計画であるか。
- ②経済的な開発を行う計画であるか。

(2) 公共の利益の増進

- ①我が国における特定鉱物の安定供給に資する計画であるか。
- ②鉱害の防止や環境への配慮について考慮された計画であるか。

7. その他

(1) 申請書類

- ①特定鉱物を目的とする鉱業権の設定の申請書（鉱業法施行規則（昭和26年通商産業省令第2号）様式第13の1）
- ②事業計画書（同様式第13の2）

- ③区域図（同様式第26）

※それぞれ原則としてA4版にて、①及び②については各1部、③については4部を片面印刷し、特別に大きな図面等が必要な場合には、原則としてA3判にて申請書類の中に折り込むこと。

※上記提出物について、可能な限り電子媒体でも提出すること。その際のファイル形式は、原則として、一太郎、MS-Word、MS-PowerPoint、MS-Excel又はPDF形式とすること（これに拘りがたい場合は、沖縄総合事務局まで申し出ること。）。

※申請書には、所定の手数料に相当する額の収入印紙を貼ること（その収入印紙には、消印をしないこと。）。

※自己の試掘鉱区と重複してその目的となっている鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物を目的とする採掘権の設定の申請をする場合には、「4 試掘権の登録番号」を記載し、納税証明書又は現に鉱区税を滞納していることが天災その他のやむを得ない事由によるものであることを証する書面を添えること。

※自己の試(採)掘出願地と重複してその目的となっている鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物を目的とする採(試)掘権の設定の出願をする場合には、「4 もとの試(採)掘出願番号」を記載すること。

※申請者に対し、鉱業法第39条第4項に規定により準用する同法第26条の規定に基づき、事業の設備に関する設計書の提出を命ずる場合がある。

※2人以上による共同申請の場合、うち1人を代表者と定め、その旨の届出書を添付すること。

(2) 添付書類

- ①戸籍の謄本若しくは抄本若しくは登記事項証明書又は日本国民若しくは日本国法人であることを証する書面
 - ②事業に要する資金の額及びその調達方法を記載した書類並びにこの資金の調達方法を確認すべき書類
 - ③出願人が法人である場合にあっては、直前3年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書、定款並びに役員の履歴書
 - ④主たる技術者の履歴書
 - ⑤鉱物の掘採に係る体制を記載した書面
 - ⑥法第29条第1項第3号イからハまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面
 - ⑦鉱害賠償が生じた場合に備えた支払い能力を証する書面その他経理的基礎及び技術的能力を確認するために必要となる書類
- ※各1部提出すること。

(3) 申請書類の提出方法及び提出先

- ①提出方法：郵送
- ②提出先：内閣府沖縄総合事務局経済産業部環境資源課
住所：〒900-0006
沖縄県那覇市おもろまち二丁目1番1号
那覇第2地方合同庁舎2号館9階
電話番号：098-866-1757
担当：上原、石川

(4) その他留意事項

- ①FAXによる提出は受け付けない。申請書に不備がある場合は不受理とする。
- ②募集の期間を過ぎての提出は受け付けない。配達の都合で期間内に届か

ない場合があるため、期限に余裕をもって送付すること。

- ③提出された申請書類は特定開発者の選定に関する審査以外の目的には使用せず、機密保持には十分配慮して取扱う。ただし、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となるため了承の上で申請すること。
- ④不受理の場合を除き申請書類は返却しない。
- ⑤必要に応じて、用語解説などを添付すること。
- ⑥申請者は申請の際、申請内容についてより具体的・客観的な詳細説明を行うための資料を、添付資料として申請書に含めることができる（その際、申請書本文と添付資料の対応が取れるようにする。）。
- ⑦沖縄総合事務局から連絡が取れるよう、申請書には連絡先（電話番号及び電子メールアドレス）を明記すること。
- ⑧提出物を作成するに際しての質問等を行う必要がある場合には、別紙の質問状に必要事項を記載の上、沖縄総合事務局経済産業部環境資源課宛てに提出すること。なお、回答に1～2週間程度要する場合があるので、十分に余裕をもって提出すること。
- ⑨上記の申請書構成、様式及び留意事項に従った申請書ではないと沖縄総合事務局が判断した場合は、申請書の評価を行わないことがある。また、補足資料の提出や補足説明等を求める場合がある。

(別紙)

質問状

氏名又は名称			
住所			
電話番号		FAX番号	
質問者			
質問に関連する文書名及び頁			
質問内容			